

栗山赤十字病院 訪問看護ステーション利用料金表

《介護保険法による利用料金》

様

内容	金額
法廷代理受領サービス分(通常の場合)	厚生大臣が定める基準による額の1割・2割・3割
法廷代理受領サービス以外(居宅サービス計画の見届け、支給限度を超える分、保健料滞納の場合等)	厚生大臣が定める基準による額(全額)

地域単価 1単位 10円

サービス内容	算定項目	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 2	30分未満	介護	471単位	471円	942円
		予防	451単位	451円	902円
訪問看護 I 3	30分以上 1時間未満	介護	823単位	823円	1,646円
		予防	794単位	794円	1,588円
訪問看護 I 4	1時間以上 90分未満	介護	1,128単位	1,128円	2,256円
		予防	1,090単位	1,090円	2,180円
特別管理加算(Ⅰ)	カテーテル・気切	500単位	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	PEG・ストマ・褥瘡等	250単位	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	I 4の後	300単位	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1回/月	600単位	600円	1,200円	1,800円
ターミナルケア加算	1回のみ	2,500単位	2,500円	5,000円	7,500円
早朝・夜間加算 (早朝 6:00~8:00) (深夜 18:00~22:00)	1か月以内 の2回目の 訪問から	基本単位の25%増			
深夜(22:00~6:00)加算		基本単位の50%増			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6単位	6円	12円	18円
口腔連携強化加算	1回/月	50単位	50円	100円	150円
複数名訪問加算(Ⅰ) ※看護師等との訪問	30分未満	254単位	254円	508円	762円
	30分以上	402単位	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ) ※看護補助者との訪問	30分未満	201単位	201円	402円	603円
	30分以上	317単位	317円	634円	951円
初回加算(Ⅰ)	新規退院日訪問	350単位	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	新規契約時	300単位	300円	600円	900円
退院時共同指導加算		600単位	600円	1,200円	1,800円
中山間地域小規模事業所加算			月所定単位数の10%		
中山間地域等サービス提供加算			月所定単位数の5%		

【1ヶ月当たりのお支払額の目安】

サービス内容	回数/月	金額
訪問看護費(分未満)		
サービス提供体制強化加算 (I)		
緊急時訪問看護加算(I)		
口腔連携強化加算		
中山間地域小規模事業所加算		
退院時共同指導加算		
合 計		

*ここに記載した金額は、契約時の見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

保 険 外 料 金

中山間地域以外に お住まいの方の 交通費	事業所から片道おおむね5km未満	300 円
	事業所から片道おおむね 5 km以上 10 km未満	500 円
	事業所から片道おおむね 10 km以上 20 km未満	1,000 円
	事業所から片道おおむね 20 km以上 30 km未満	2,000 円
	事業所から片道おおむね 30 km以上	要相談
キャンセル料 (やむを得ない場合を除く)	前日までのご連絡	無料
	当日訪問までのご連絡	1,000 円
	訪問までにご連絡がない場合	1 提供あたりの料金の 100%
衛生材料・医療材料・おむつなど		自費
公共交通機関(ハイヤーなど)		実費
死後の処置		15,000 円

* 介護保険での訪問看護サービスにかかる加算について

<病状や訪問状況、指導等により加算されます>

長時間訪問看護加算 300 単位/回

特別管理加算の対象となる利用者に対して、訪問看護の所要時間が 1 時間以上
1 時間 30 分未満の訪問看護に、引き続き訪問看護をおこなう場合に加算します。

複数名訪問看護加算 I 30 分以上 402 単位/回

(複数の看護師等) 30 分以下 254 単位/回

下記の該当となる利用者に、同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときに加算されます。

- 利用者の身体的理由(体重が重いなど)で1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合
- 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められる者
- その他利用者の状態から判断して、1又は2に準ずると認められる場合

□ 口腔連携強化加算 50 単位/月

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関および介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行なった場合、1月に1回に限り50単位を加算します。

□ 退院時共同指導加算 600 単位/初回

病院等または介護老人保健施設等に入院(入所)中のものが退院(退所)するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師除く)が入院(入所)中の者または看護にあたっている者に対し、病院等の主治医やその他の従事者と共同して在宅での療養上必要な指導を行ない、その内容を提供した場合に算定する。

□ 初回加算 I 350 単位/初回

利用者が過去2月間(暦月)において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護も含む)の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成し、病院等から退院した日に初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算される。

※退院時共同指導加算(600単位/初回)を算定する場合は算定できません。

□ 初回加算 II 300 単位/初回

利用者が過去2月間(暦月)において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護も含む)の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成し、初回の指定訪問看護を行った日の属する月に指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算されます。「介護予防→要介護」、「要介護→介護予防」に変更が合った場合にも算定される。

※初回加算Iを算定している場合または退院時共同指導加算(600単位/初回)を算定する場合は算定できません。

***以下の加算は支給限度額に含まれない加算です**

□ ターミナルケア加算 2,500 単位 ※要支援者は対象外

死亡日および死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合

□ 緊急時訪問看護加算(I) 600 単位/月

利用者・家族等から電話等により看護の意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあり、必要に応じて、計画外の緊急訪問を行なうことができる、また、緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理体制の整備が行われている訪問看護ステーションが、加算を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合に算定する。

※緊急訪問は所要時間に応じた単位数を算定し、2回目以降は早朝・夜間・深夜加算が算定されます。

□ サービス提供体制強化加算 6 単位/回

1.勤続年数7年以上の職員を30%以上(常勤換算)配置している。

2.看護師等ごとに研修計画を作成し、該当計画に従い研修(外部における研修含)を実施または実施予定

3.利用者に関する情報、もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的(1ヶ月に1回程度)開催している。

4.すべての看護師等に対し、健康診断等を定期的に(少なくとも年1回)実施している。

□ 特別管理加算(I) 500 単位/月

・在宅悪性腫瘍等患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

□ 特別管理加算(Ⅱ) 250 単位/月

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ・人工肛門または人口膀胱を設置している状態
- ・真皮を越える褥瘡の状態 ①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度 ②DESIGN-R 分類 D3,D4,D5
- ・点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

□ 中山間地域小規模事業所加算

厚生労働大臣が定めた地域を指し、具体的には過疎地域立促進特別措置法における過疎地域や特定農山村地における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律における特定農山村地域などが該当します。

- ・中山間地域に所在する小規模事業所を対象に **10%** が算定されます。(要介護者のみ)

□ 中山間地域等サービス提供加算(栗山町は除く)

運営規定によって定められている「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者に対してサービスを提供する際に、(基本報酬+中山間地域小規模事業者加算)の**5%** が算定されます。

【事業者】

当事業者は、利用者に対する指定訪問看護サービスの提供に当たり、利用者に対して栗山赤十字病院訪問看護ステーション利用料金表に基づいて、指定訪問看護の提供に係る加算および料金について説明いたしました。

(主たる事業所所在地及び名称)

住 所: 夕張郡栗山町朝日3丁目2番地

事業所: 栗山赤十字訪問看護ステーション

管理者 浅田 友紀

説明者

【利用者(または代理人)】 私は、栗山赤十字病院訪問看護ステーション利用料金表に基づいて、事業者からサービス利用料金の説明を受けました。よって、訪問看護の提供に係る加算および料金について同意いたします。

令和 年 月 日

(利用者または代理人)

住 所

氏 名

※自署押印不要

代理人の場合: 続柄()

令和5年10月1日作成

令和6年6月1日改訂(訪問看護Ⅰ 2~4、口腔連携強化加算、初回加算Ⅰ・Ⅱ)

令和7年9月1日改訂(緊急時訪問看護加算、早朝・夜間・深夜加算、ターミナルケア加算、キャンセル料、死後の処置料)